

## 終章 連合国家と二人国王

### はじめに

中近世移行期研究の研究史や研究意義を踏まえながら、イエズス会史料という全く素材の異なる史料を用いて、当該期日本の国家・権力に関する研究を進めてきた。本研究において、筆者がイエズス会史料にこだわったのは、同史料が従来のような宗教史や修道会史の史料としてだけではなく、日本史の他分野にも利用価値の高い史料と考えているからである。本論文は、その具体的な試みの一つである。

本論文は二部立てで構成されているが、それはイエズス会史料を政治史や権力論を論じる方法論として二つの手法を示したためである。第一部は、同史料の詳細な分析を行いながら、宣教活動の中から当該期権力の実態を探るというものである。第二部は、イエズス会書翰から権力者情報を抽出し、彼らの国家観・権力者観を読み取るものである。いわば、イエズス会史料を用いて、第一・第二各部においてミクロ・マクロの両視点から当該期日本の国家・権力を読み取るうとしたわけである。

以下、イエズス会史料の価値に関する私見を述べた上で、各章で論じてきたことを整理し、本論文の結論を述べることとしたい。

### 一 イエズス会史料の新たな価値

本来、日本の国家論や権力論を議論する場合、邦文史料を用いて論じることが通常を行われるべき手続きである。しかし、残存史料に恵まれない中近世移行期研究においては、今後新史料発見によって解決することもあまり期待できず、また現存する史料から新たな議論を展開することも困難な状況にある。ゆえに筆者はイエズス会史料に目を付けたのである。同史料の魅力の一つは、その膨大な史料数にある。未紹介の史料も今なお多数存在する。しかも、そこには布教地情報が多く記載されており、内容も政治・社会・文化・宗教など多岐にわたる。宗教関連情報にとどまらないイエズス会史料は、日本史の各分野において、利用価値の高い史料であることが十分に認められるのである。

しかし、実際の扱われ方は、もっぱら修道会史やキリスト教史に限られており、他分野で利用されたとしても、せいぜい対外関係史に用いられる程度である。政治史や権力論などでも多少言及されてはいるものの、それは参考史料程度の追加事例に過ぎない。その背景として、ルイス・フロイスの誇張癖による同史料の信憑性に対する疑問が、いまだに根強いことが第一に挙げられよう。こうした偏見は先学の努力により克服されつつあるが、イエズス会史料の活用は依然として限定的にしか用いられていない。

かかる状況に鑑み、本論文において日本史の一史料としての価値を見出す試みを行った。まず、第一部においてイエズス会史料の厳密な史料批判を行った。一次史料である書翰を使用し、原本の有無の確認、ない場合には良質の写本を用いることに努めた。また史料引用の場合には極力原文併記を行い<sup>⑤</sup>、原文による史料批判が行えるよう配慮した。その上で、

関連する邦文史料と照合することで、イエズス会史料の信憑性を確認するとともに、権力者関連記事をもとに当該期権力の実態を読み取っていった。その結果、イエズス会書翰にある権力者情報は、邦文史料で確認できる事柄と多くの点で合致することを明らかにした。さらに邦文史料に書かれていないことも記載されていることから、イエズス会史料の日本史料としての利用価値を確認することができた<sup>36)</sup>。

こうした史料研究の成果を踏まえて、当該期のキリシタン問題を政治史や権力論と結びつけて論じたのが第一部第六章である。イエズス会宣教師の京都滞在を認める問題から端を発し、京都居住を認める信長朱印状と伴天連追放の論旨という相反する法令が出されたことにより、権力者が巻き込まれていく経過を明らかにした。そして、これに対する信長、正親町天皇、足利義昭三者が、各々の立場と現状を踏まえながらこの問題に対応していったことを読みとり、当該期の中央権力の実態を浮かび上がらせた。

これまで日本キリシタン史や日本イエズス会史は、日本の政治史とはかけ離れた特殊な分野の歴史として位置付けられてきた。しかし、この時代、言うまでもなく政治と宗教は不可分の関係にある。それはキリシタンの問題も例外ではない。従って、当該期に多くの信者をもたらしたキリシタンの問題を排除して、当該期の政治史や国家論を議論することはできない。そのためには、当事者であるイエズス会史料の緻密な史料批判が必要であり、訳文のみによる史料引用は避け、原文に基づく史料研究を行う必要がある。第一部はそのことを実証的に証明したわけである。

本論文で行ったもう一つの手法は、イエズス会史料の権力者情報をもとに、外国人の日本国家観・権力者観を探り、そこから当該期日本の国家・権力を読みとるものである。イエズス会は、布教地の権力者を改宗させるか保護を得ることで、その領民を短期間で改宗させようという布教方針をもっている。そのため、彼らの書翰や報告書には布教地の権力者情報が多数記載されている。その内容も権力者との関わりを重視するイエズス会の方針から考えて、信頼性が高いものばかりである<sup>37)</sup>。こうしたイエズス会史料の性格を活かし、同史料から彼らの権力者観や国家観を明らかにすることで中近世移行期日本の国家像を読み取っていかうとしたのが第二部である。

第二部を設ける筆者のねらいは、個別細分化の傾向の強い、日本の日本史学の現状に鑑み、あくまで史料をもとにした上で中近世移行期日本の国家・権力を大局的に把握しようと考えたことにある。そしてもう一つは、第一部で行った手法とは別の手法も示す必要があったからである。第一部の手法は、未刊史料を駆使しながら新たな見解を示していくという、特殊技能を必要とする手法である。そのため、第一の手法はイエズス会史料の史料価値を認めさせる反面、海外史料を扱わない研究者に忌避される現象を生み出しかねないという問題を孕んでいる<sup>38)</sup>。また、海外所在の未刊史料を網羅して議論することは膨大な時間を必要とし、個人の力では到底不可能である。以上の点から、すでに紹介されているイエズス会史料の日本史料としての活用法を呈示し、それを実践するというねらいがあった。

むしろ、西欧人の日本国家観という問題は、当該期の国家論と比較する際同次元で論じられるべきものではない。西欧人の認識はあくまで第三者によるものであり、それがイコール実態であるわけではないからである。また彼らの認識には、外国人ゆえの誤解や偏見もあるであろう。しかし、そのことに固執すべきでない。こうした誤解や偏見は邦文史料

にも見られることであり、何もイエズス会史料に限ったことではない。外国人の書いた見聞記録として、その位置付けと執筆者の意図を踏まえて扱うならば、とりたてて問題のある史料とは言えない。外国人による日本の国家観や権力者観という立場を明確にした上でならば、この新たな視点は、残存史料の乏しい戦国・織豊期の研究において、きわめて有効であると考えるのである。

以下、第二部で明らかになった論点をまとめたい。

## 二 イエズス会による中近世移行期日本の国家観

第二部で明らかにしたイエズス会宣教師による日本の国家や権力者観の変遷をたどると、大枠で以下の四期に区分することができる。

### ① ザビエル来日前

日本人アンジローからの聴き取りによって作成されたランチロットの日本報告から、

日本は統一国家であり、天皇と将軍がその「国王」であると認識。

### ② ザビエル入京後

天皇と将軍は日本の「国王」に値せず、大名領国を支配する戦国大名こそが領国の「国王」であり、日本は複数の国家からなる国であると認識。

### ③ 戦国期畿内布教後

天皇と将軍を再び権力者として位置付け、実質権力はないものの、戦国大名の上位権力として理解。これにより、戦国期日本を連合国家的要素をもつ国家と認識。

### ④ 織豊期・徳川期

日本を連合国家とみる理解に変化はないものの、上位部分で大きな変化が見られると認識。すなわち統一政権の誕生を機に、その権力者を「天下の君主」と呼ぶようになり、日本の君主国を従えた中央政権の誕生と理解。

①から②への変化は、来日前の伝聞による日本国家観から、実際に入京した後の実体験に基づいた国家観へと変化したものであり、宣教師の認識の深化と捉えるべきものである。ザビエルは、日本を天皇と将軍を頂点とする国家であると認識していたのを改め、戦国大名領国を各国家とする複合国家であると理解したのである。続く②から③への変化も認識の深化と捉えられる。ガスパル・ヴィレラによって本格的に畿内宣教を始めると、実体的な権力をもたない天皇と足利将軍が実質権力者である戦国大名に敬われている様子をたびたび目撃する。これにより、権力と権威の両側面から日本の国家構造を把握するようになり、当該期日本は連合国家的な構造形態を持つ国家であると判断した。以後、国家構造面での理解に変更は見られないことから、彼らの日本国家観はこの段階でほぼ確立したといえる。

国家の変容は③から④への移行期に認められる。ただし、この変化も連合国家という国家構造上の変化は認められない。変化が認められるのは、その上位部分である。信長は当初他の戦国大名同様領国の「国王」と評価されていたが、晩年「天下の君主」と呼ばれるようになる。続く秀吉・家康も信長同様「天下の君主」と記された。宣教師は「天下」を君主国と捉えていることから、「天下の君主」と呼ばれた彼らを日本の新たな中央政権の

君主と理解していたことが読みとれる。その後秀吉は、関白就任および九州平定を果たすと、「日本全国の絶対君主」「日本全国の国王」<sup>50</sup>とも記されるようになる。宣教師の目から見ても、日本全国の国王になったと判断されたのである。

また、秀吉を「日本全国の国王」と評価する頃、天皇に対する宣教師の認識に変化が生まれてくる。秀吉は全国制覇の過程で関白に就任するが、その際天皇より授与されることを宣教師は知り、天皇の権威に再び目を向けるようになる。そこで、もう一つの支配機構である朝廷に注目し、その頂点に位置する天皇を「本来・真実の国王」と評価する。もちろん、天皇に実質的な権力が備わっていなかったことは彼らも承知している。しかし、秀吉による武家政権が全国統一して以降もなお、天皇および朝廷の存在が否定されなかったことが、宣教師にとつて奇異に映り、注目に値する事柄と捉えたのであろう。このことは、豊臣政権に天皇と朝廷を否定して単独で国内支配を行うという選択肢は存在していなかったことを示しているともいえる。

以上、中近世移行期日本を連合国家として理解していたこと、戦国期から織豊期に至るまで細かい部分での変容を認めながらも、国家構造自体には大きな変化が認められないことを明らかにした。その上で、織豊期に至ると「天下」という文言で中央政権を説明し、大名領国を支配する新たな上位権力が誕生したと理解した。それとともに、大名等を統括する上位部分には、武家政権と朝廷という二つの支配機構が存在し、公武が併存・結合した政権として成立していると、宣教師は認識している。

この宣教師の国家観という立場から、中近世移行期日本の国家の有り様を俯瞰すると、中近世移行期日本の国家構造の枠組みという点では、その枠組み自体の変化は認められないので、戦国期から近世初期の国家形態は連続的な経過をたどったものと評価できる。しかし、その枠組みの上位部分を見れば、権威のみしかない足利幕府から実体を伴った織豊政権へと政権の交替が認められ、「天下の君主」による新たな中央政権という画期を確認することができる。すなわち、国家構造の枠組みを見るのか、それともその上位部分に注目するのかによって、移行期の経過も随分異なったものとなるのである。

従って、移行期研究は、国家構造とその上部構造、下部構造それぞれを研究対象とした上で、それらの諸成果を踏まえて総合的に議論を進めていくべきである。単に連続か断絶かと捉えるのではなく、また上からあるいは下から捉えるべきといった議論に陥るべきでもない。かかる議論は中近世移行期研究の一面を捉えたに過ぎない。それゆえ、本論文では、まず国家構造の枠組みを確定させることが先決と考え、それにこだわって論じてきたのである。

## 二 連合国家との認識

イエズス会宣教師は、中近世移行期日本を連合国家と認識し、この国家構造上の枠組みは移行期を通じて変化がないものと理解していた。日本を連合国家とすることの論点は、大名領国の捉え方にあり、その独立性に注目した点にある。

大名領国を一国家とみなす点について、すでに勝俣鎮夫氏が戦国大名領国を国家と捉えているが<sup>51</sup>、国制論の立場から論を進める水林彪氏も同様の見解を示している。氏によれば、

戦国大名権力はその領国内において、独自に軍事指揮権等行政権を掌握し、これらを行使する官僚制をつくりあげることによって、一個の国家として存在していたという<sup>⑤</sup>。次いで、「中世から近世への転換にともなうて、国家の内部構造も国家の連合様式も根本的に変化したけれども、しかし、複合国家という国制のあり方それ自体は変化することなく維持された」と言及している<sup>⑥</sup>。徳川期については、笠谷和比古氏が国持大名は一国規模の領国を支配しており、幕府は基本的にその支配に対して不介入であったとして、大名の自立性に注目している<sup>⑦</sup>。このように、すでに大名領国の独立性・自立性に注目した研究から<sup>⑧</sup>、宣教師が大名領国を一国家とみなしたことの共通点が確認できるのである。また、豊臣政権について分析したメイリー・エリザベス・ベリー氏も、豊臣期の国家をやはり連邦国家<sup>⑨</sup> *ederation* と位置づけており<sup>⑩</sup>、連合国家という捉え方についても宣教師の認識がかけ離れたものとはいえないことが分かる。

イエズス会宣教師が大名領国を独立性の高い国家と判断したのは、大名を「命令権 (*mandato*)」「支配権 (*imperio*)」を掌握していることを理由に「国王」と評価したことにある。すなわち、領国では大名の命令は絶対であり、その支配力は全領国におよぶものと彼らは判断したのである。この宣教師の認識は、宣教活動のため多くの領国を巡り歩き、天皇や足利將軍の存在を知った上で位置付けられたものである。従って、当該期にその場にいた人間の認識として、注目に値する。むろん国家の性格を規定するには、水林氏が指摘<sup>⑪</sup>するように、支配機構や行政・法制機構など様々な要件を総合して行わなければならない。しかしながら、先に挙げた邦文史料で議論されてきた研究と、当該期に日本にいた外国人の日本国家観において共通点を得た以上、大名領国(藩領国)の独立性を無視するわけにはいかない。今後は、その独立の程度を読み解くことで、中近世における統一権力と大名の関係が浮き彫りになるものと考えられる。各分野での研究成果をもとに、総合的に捉えていくことに努めたい。

次に、国家構造上の変化は認められないものの、織豊期においてその上位部分に変化が認められた点について考えてみたい。この点については、織豊政権を説明する際に宣教師が用い始めた「天下の君主」をキーワードに、新たな中央政権の誕生と統一権力の専制化を読みとった。連合国家の上位部分が、名目的な権威しかない足利將軍から、実体を伴った「天下の君主」による日本の統治に移ったと、宣教師は認識したのである。

では、この「天下」という語句を彼らはどのように理解していたのか。「天下」は「日本の君主国」であると宣教師には理解されていた。その「君主国」とは、本来ただ一人の最高権力者、すなわち君主・皇帝による支配体制を指す。つまり、信長が「天下の君主」と記されたことは、彼が日本の君主国の王として評価されたことを意味している。彼らの認識によれば、「天下の君主」は畿内地方を掌握した権力者を指している。そして、実際に日本全国を支配するか否かにかかわらず、この地域を掌握したことにより、日本の中央政局をおさえ、日本全国への影響力を有すと認識している。つまり、日本全国を統一したかは問題でなく、「天下」を掌握したことがすなわち日本の中央政権の成立と見ている。そのため、織田政権をその緒と宣教師は捉えたのであった。宣教師の認識では、織田政権は足利幕府に代わる武家による新たな中央政権と位置付けられたのである。

その新中央政権について、「天下」がそのメルクマールとなることは、すでに述べてきたとおりである。しかし、信長自身は宣教師と対面する以前より「天下」という文言を使

用していた。「天下布武」の印を使用していることから分るように、彼の政権構想は早くよりできあがっていたのかも知れない。その点については、天下論や織田政権の研究<sup>3)</sup>で議論が深められており、今後更なる進展を期待したい。そのことよりも、筆者が注目したいのは、宣教師が信長を「天下の君主」と位置づけたのは、彼が安土に居を移した頃であったということである。信長の「天下」構想がいつ頃からできあがっていたかはともかくとして、それが形となつて現れたのは、天正年間に入ってからのことであつたのである。信長の権力構想や天下構想を明らかにすることは重要であり、それは先行研究で行われている通りである。しかし、信長のそれが被支配者や外部の人間に認知された時点を探ることもまた重要である。これに関して、永禄年間に信長が上洛してから彼を見続けてきたフロイスを初めとするイエズス会の見聞記録は、同時代の貴重な史料といえるのである。その点において、イエズス会史料の史料価値が認められるものと考ええる。

その彼らが、「君主国 (monarchia)」という西欧人が容易に理解できる自国語 (南欧語) を用いず、わざわざ「天下」という現地語 (日本語) を用いたのも、信長の「天下」構想を説明するには現地語の方がよいと考えたからと思われる。すなわち、これまでとは異なる中央政権である織田政権を、信長自身が用いてきた「天下」という語句をもつて表現しようとした意図が見られる。「天下」という文言は、その新中央政権を説明するのにふさわしい現地語として、宣教師は理解したのである。

では、その「天下の君主」による新たな中央政権とはいかなる政権であるか。この新中央政権の実態解明は、政権内部に関わる研究を必要とする。本論文第二部は、イエズス会宣教師の国家観をテーマとしているため、政権内部に関する分析までは行っていない。そのことを念頭に置きつつ、この新中央政権に注目すると、織田政権をもつて「天下の君主」による政権の誕生を取り上げたこと、それが秀吉・家康へと引き継がれたと宣教師は報告していることから、信長・秀吉・家康三者の天下統一事業と「天下」掌握は連続的であり、継承されていったものとみなされたと考えてよい。近世に位置付けることに異論のない豊臣・徳川政権を「天下 (君主国) の君主」による政権とするならば、この新中央政権の成立をもつて、近世国家の誕生と位置付けることが可能となる。それゆえ、近世国家の創始を織田政権に求めることができるとの見解を示しておきたい。

むしろ、織田政権を近世政権の創始とただちに結論づけるつもりはない。本論文の成果は、あくまで外国人である宣教師の認識によるものであり、これまでの先行研究による成果と、宣教師による認識からの成果を混同すべきではないと考えるからである。しかし、宣教師が「天下」をベースに信長から家康まで連続的に把握した点は、同種の権力体として考えるべきことを示唆している。よつて本論文は「天下」を中心とした研究が不可欠であることを証明したことになる。従つて、近世政権成立過程を解明するためにも、今後は織田政権および天下論を中心に考察していく必要がある。

#### 四 二人国王との認識

イエズス会宣教師は、中近世移行期日本を連合国家と捉えるとともに、その上位に位置する権力を二人の国王による支配体制と捉えた。

来日前、ザビエルらイエズス会宣教師は、天皇と足利将軍を日本の「国王」であると認識しており、両者を日本の権力者として位置づけていた。この認識は来日しても改められることはなかった。しかし、ザビエルは入京すると、両者に実質的な権力がないことを知り、それ以降戦国大名を「国王」、大名領国を一国家とみなした。その認識も畿内布教後再び修正される。実体はなく権威のみの存在であったが、日本全国の「国王」は天皇と将軍だったと彼らは改めて認識したのである。このことから、戦国期日本の上位権力は天皇（朝廷）と足利将軍（室町幕府）であったと理解されていたことが分かる。

その上位権力に対する認識が、信長の登場で改められていく。当初信長は一戦国大名として評価されていたが、天下統一事業の過程で、宣教師は信長を足利将軍に変わる中央政権の「君主」、すなわち「天下の君主」として位置付けるようになっていく。彼らは信長や秀吉を「君主国の君主」や「絶対君主 (senhor absoluto)」と説明して、新たな中央政権の誕生を本国に伝えるのである。このことから、信長から秀吉、家康へと政権が移り変わりゆく過程を、上位権力の専制化と彼らが認識していたことが読みとれる。ただし、豊臣期においてもなお、大名には命令権・支配権を有している故に「国王」とみなせるのだと彼らは説明しており<sup>25</sup>、大名を「国王」と見なした点は看過すべきではない。国家構造はあくまで連合国家であり、その上位権力の専制化が一層強まっていく過程を織豊期に読みとれるのである。

その一方で、豊臣期に宣教師が天皇にも注目する点は見逃せない。秀吉は日本の君主国の支配者として天皇から関白という称号を得たと、宣教師は書翰に書き記している。豊臣政権という実質権力を伴った統一権力の誕生をもつてもなお、関白就任に際し秀吉は朝廷との関わりを持ったことを、宣教師は目撃したのである。これにより、日本の国家を考えるには武家政権の他に朝廷をも含めた理解が必要であることを、彼らは痛感した<sup>26</sup>。以後、イエズス会書翰には、天皇を「国王」と位置付ける説明がしばしば見られるようになる。

とはいえ、イエズス会史料には、天皇に関する情報はそれほど多くは記されていない。しかし、その限られた情報を読み解くと、戦国期から徳川期まで通じて、宣教師が天皇と武家権力をそれぞれ「国王」もしくは「皇帝」と呼んできた点は無視できない。しかも、豊臣政権が成立してもなお、天皇を「本来の国王」と説明している点<sup>27</sup>は、天皇を含めた朝廷の存在が日本国家の構成要素として必要不可欠なものであったと彼らが認識していることを示している。

そのイエズス会宣教師の天皇観は、来日前の日本情報であるランチョットの日本報告<sup>28</sup>から始まる。それによれば、天皇は呪術的・宗教的な存在の象徴として説明されており、ゆえに崇敬されるとされている。世俗面では、本来全権をもつ最高の「国王」は天皇であるが、その聖性ゆえにであろうか、全権は将軍に委ねているとランチョットは説明する。つまり、ここでは天皇の聖性と、世俗における全権授与の二点が取り上げられている。

以後、天皇に関する理解はこの二点で完結しており、書翰ではとりわけ前者の天皇の聖性に関する説明が大半を占める。次第に偶像崇拜の象徴として天皇の聖性を位置付けていくようになるが、それは天皇がキリスト教に改宗せず、反キリシタン側の代表として宣教師に受け取られたことも関係していると思われる。もう一方の将軍への全権授与については、畿内布教が進むにつれて、官職授与という形で理解の深化が見られる。それがはつきりとした形で現れてくるのが、秀吉の関白就任である。名実共に日本全国の覇者となった

秀吉までもが、天皇から官職の称号を得たという事実により、宣教師は改めて天皇の存在意義を見出したといえよう。これまでの天皇の聖性だけではなく、世俗面でも官職授与という形で天皇の権威の源泉を説明したのである。

この権威の根拠は、天皇が古来より日本の「国王」であったとの認識を宣教師がもっていたことと関係する。畿内布教後、彼らは日本全国の権力者情報<sup>⑤</sup>を伝達し、日本の権力者の変遷を説明している。その情報の中で、日本の本来の国王は天皇ただ一人と説明する。それが武家の時代になり、全権を將軍に委ね、その將軍も大名等に奪取されたことにより、戦国時代に至ったと彼らは理解している。こうした説明は豊臣期にも繰り返され、全国に及ぶ実質権力者の誕生においても、天皇の権威が失われることはなかった。呪術性・宗教性や官職授与という世俗性を兼ね備えた天皇の権威は、伝統的な権威の裏付けがあつてなされたとの認識をもっていたのである。

このことから、中近世移行期日本は、武家権力者とともに天皇の存在が不可欠であり、日本の上位権力はこの二つの権力体によって構成されていたといえる。そして、両者が密接に結びついており、そのいずれもが不可欠な構成要素として存在している点が、当該期日本の権力面での特徴であつたといえるだろう。

以上の宣教師の認識を見ると、当該期の公武関係論の諸成果と符合する点が多い。周知のように、現在中世史研究も近世史研究も公武関係・朝幕関係の議論が活発になされている。その中で本文に関わる点を挙げると、天皇と將軍をそれぞれ王とみなす論者が目立つようになってきた。中世史研究では、古くより鎌倉幕府は東国国家と評価されており<sup>⑥</sup>、室町期においても公武統一政権<sup>⑦</sup>といった議論がなされている。一方、近世史研究では、江戸時代の朝幕関係は天皇を幕藩制国家の金冠とする見方が一般的だが、織豊期研究では堀新氏が公武結合王権を提唱し<sup>⑧</sup>、室町時代の公武関係を意識した議論がなされている。また、紙屋敦之氏の二人国王論<sup>⑨</sup>や荒野泰典氏の西欧人の二人皇帝観<sup>⑩</sup>も天皇と將軍を「国王」「皇帝」と位置付けている。とりわけ、荒野氏の論考は欧文史料から公武の支配者をそれぞれ王と見なす点で、本論文とも大きく関わってくるものである。すなわち、天皇と武家権力をそれぞれ「国王」とする二人国王という点を、研究史および本論文の結論から確認できたのである。

## おわりに

以上、連合国家的側面と、その上位権力が二人国王からなるという側面、これが宣教師の国家観から見た中近世移行期日本の国家の特徴であつた。この二つの特徴を、今度は宣教師の宣教活動を通じた実態面から分析することによって、いっそう真に迫った権力像・国家像が明らかになっていくものと考えられる。本論文では、第一部において厳密な史料分析を行い、その上で永禄年間の中央権力の実態を宣教師の宣教活動の中から読みとった。ここでは、まだ「天下の君主」に至る以前の織田権力の実態を浮き彫りにすることができた。その後の織田権力の専制化の過程については、今後更なる史料収集と史料批判の中から明らかにしていく考えである。こうした宣教師の国家認識というマクロ的見地と、イエズス会の宣教活動から当該期権力の実態解明を行うというミクロ的見地の双方からのアプローチ



チにより、中近世移行期日本の全体像が明らかにできるものと考ええる。

そこで、今後の課題と展望を以下に挙げておきたい。イエズス会宣教師は、天正年間の織田政権を「天下の君主」による新たな中央政権と捉えていたことを本論文で指摘した。そして、この「天下の君主」による支配体制が豊臣政権・徳川政権へと続くため、織豊政権から徳川政権への支配体制を連続的に捉えるべきことを主張した。このことにより、本論文では織田政権を近世国家の創始と評価できる可能性のあることを述べたが、これはあくまでマクロ的見地による宣教師の国家観から導き出した結論であった。本論文における、この私見を裏付けるには、権力の実態面からも証明していく必要がある。むろん邦文史料からの研究も意識しなければならず、現在の当該研究の諸成果も取り入れつつ織田政権と近世国家の成立について考えていきたい。

このことは宣教師が中近世移行期日本を連合国家と捉えたことにも大きく関係してこよう。連合国家に関連して、一九八〇年代に水林彪氏と山本博文氏による近世の国制に関する論争が行われている<sup>55)</sup>。大名領国を一国家とみなせるか否か、近世国家を絶対王政といえるか否かという問題は、本論文と大きく関わってくる。先の問題と併せて考えてみると、これらの説明にはやはり織田政権の研究や天下論が鍵となっていくものと思われる。今後はこの二点を中心に如上の問題に取り組み考えである。

さらに天皇についても分析しなければならない。イエズス会宣教師は、天皇が名譽のみの権威しかもたないと認識していたにもかかわらず、実質権力者であった戦国大名さらには豊臣秀吉までが天皇に一定の敬意を示していたことを見逃さなかった。彼らは、天皇の権威の源泉を宗教的権威と官職授与に求め、それが伝統的な権威によつて裏付けられていたとみたのである。従つて、当該期日本の上位権力を解明するには、武家政権だけでなく公武関係にも注目していく必要がある。権力と権威の双方を読み取らねばならない。このことは、中世・近世王権論も同様である。現在中近世王権論<sup>56)</sup>は公武関係を中心に展開されている。王権が注目されているのは、王の聖性に関する議論が可能だからであり、王権論は天皇に関する事柄を積極的に取り入れることができるからである。すなわち、天皇の権威の源泉に注目していくことによつて、今後王権の聖性に関する議論に至る道筋を示すものと考えている。その権威の源泉については、本論文で扱いきれなかった未刊史料の収集・分析を行い、今後さらに解明していく考えである。

本論文では、国家構造でも権力に関する部分に注目して研究を進めてきた。だが、言うまでもなく、社会史や民衆史も含めた下部構造にも目を向ける必要がある。イエズス会史料は、その下部構造を明らかにする点でも魅力のある史料であり、藤木久志氏等によつてすでに証明されている<sup>57)</sup>。こうした研究は中近世移行期日本の国家の全体像を読みとる上で欠くことのできない論点であり、今後の課題として取り組んでいきたい。

以上の点を今後も外国人による権力者観からの解明を続けていくつもりである。これまで歴史学は実態解明を中心に行い、その歴史像を鮮明に描き出していった。しかし、歴史像は自国がいかなる国家・社会であったのかという実態的側面のみならず、他国からどのように認識されたのかという側面についても検討する必要がある。外国人の認識は実態と合致する場合もあれば、そうではない場合ももちろん存在する。しかしながら、それを彼らの事実誤認と即断するのは正しくない。それがたとえ誤認にせよ、その当時彼らがそのように認識したこと自体は、まぎれもない歴史事実であるからである。我々は、そうした

認識と実態との差異が生じた理由を検討しなければならない。そうすることで、従来の研究成果を別の角度から再確認し、多角的な視点から歴史像を照射できるものと考ええる。

その中で、イエズス会の日本観は日本に初めてやって来た西欧人による日本観として注目に値する。膨大な彼らの史料をもとに、日本史という一国史にとどまらず、世界の中の日本という面からも日本像を浮かび上がらせることができよう。とりわけ彼らの権力者に対して用いた語句に注目することで、比較国家論・比較王権論<sup>⑧</sup>という分野にまで広がりを持たすことが可能である。そのことは、日本と他国の実態の違いはもとより、認識の差異を明らかにすることに繋がり<sup>⑨</sup>、ひいては現在の国際化社会における諸問題（文化・社会・国家等をはじめ、相互理解や異文化交流という点）にも傾聴に値する論点が浮かび上がるものと考えている。本論文の意図はまさにその点にあるといつてよい。